

インフォメーション

平成 29 年 10 月 2 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

医療費控除の見直しについて 領収書が提出不要に 平成 29 年度税制改正

平成 29 年度税制改正により、医療費控除の見直しが行われました。
平成 29 年分以後の確定申告を提出する場合に、医療費控除の適用を受ける際には、領収書の添付は不要になり、『医療費控除の明細書』の添付が必要になります。

【医療費控除を受けるための手続き】

〈添付する書類等〉

- ・ 医療費の支出を証明する書類・・・『**医療費控除の明細書**』
領収書などにに基づき、医療費の額など定められた事項の記載がある明細書
(医療費の額、診療等を受けた者の氏名、診療等を行った病院、診療所その他の者の名称又は氏名、その他参考となるべき事項を記載したもの)
医療保険者から交付を受けた医療費通知書を添付する事で明細の記入が省略可
(医療費通知書とは、健康保険組合等が発行する「**医療費のお知らせ**」などです)

〈保存する書類等〉

- ・ 医療費の領収書
確定申告書の提出期限から5年間保存する必要があります。
(税務署から求められた場合は、提示又は提出しなければなりません)

〈適用時期〉

平成 29 年分以後の確定申告書を平成 30 年 1 月 1 日以後に提出する場合について 適用されます。

【経過措置】

平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、従来の方法が認められます。医療費の領収書などを確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することも認められています。

【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）】

平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、健康の保持増進や疾病の予防に向けて一定の取組みを行っている場合に受けられる特例制度です。(インフォメーション No454 参照)

この場合においても、医薬品購入費の領収書に代えて明細書を添付する事が必要です。
※通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用が可能です。一度選択した医療費控除について、更正の請求による変更は出来ないので注意が必要です。